



(財)特別区協議会
理事長(室橋昭江東区長)

— 第1回特別区制度調査会 —
平成15年10月16日

特別区協議会理事長並びに特別区長会会長を務めております江東区長室橋でございます。本日ここに、特別区制度調査会の発足にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には、日頃ご多用なお立場におられるにもかかわらず、委員就任をご快諾いただきましたことを、心から感謝し、厚く御礼を申し上げます。

また、本日は、諸事お繰り合わせの上ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

すでにご案内のこととは存じますが、特別区は、平成12年度から、首都東京の基礎的な地方公共団体として、法律上の明確な地位を確立いたしました。

こうした改革の背景には、戦後半世紀に及ぶ諸先輩方の粘り強い運動の歴史があるわけですが、なかでも、故辻清明先生を会長とする「特別区政調査会」からいただいた「『特例』市の構想」という大きな存在があったことを私たちは忘れることができません。

また、大森彌先生には、昭和49年の「辻調査会」発足以来、様々な場面で一貫して特別区の自治権拡充にご尽力いただき重ねて心より感謝申し上げます。

さて、特別区は、大都市制度である「都制」の「基礎的地方公共団体」と位置づけられたわけですが、一方で、いわゆる「地方分権一括法」も同じく12年4月に実施され、現在、国、地方を通じた構造改革や地方自治制度のあり方をめぐり、広域自治体と基礎的自治体の新たな役割や事務の再配分などが議論されております。

このような状況の下で、当財団は、社会経済構造の激変期に当たる今日、地方分権社会を基軸に、大都市制度等に関する調査研究を充実させ、社会に発信していくことが公益法人としての責務と考えておりました。

そして、特別区長会からも、改めて分権時代における今後の「特別区のあり方」について、お手元の資料にありますような調査研究依頼を受けましたことを契機に、「特別区制度調査会」を立ち上げ検討をお願いすることとなった次第です。

ところで私事に及びますが、本年4月、鯨岡兵輔元衆議院副議長が他界されました。鯨岡先生は、戦後、特別区自治権拡充委員長連合会会長として特別区の自治権確立に奔走され、運動の拠点としての特別区協議会設立の礎を築かれた方です。

私はその鯨岡先生の志に共鳴し先生を師と仰ぎながら、昭和38年から江東区議会議員、東京都議会議員、そして江東区長と、常に都区制度改革に関わり、また特別区の自治の有り様を考え続けてきたつもりであります。

この機会に、私の思いも若干申し述べ、皆様のご協力を仰ぎたいと存じます。

第一に、都区制度は始まったばかりであるという思いがあります。

戦前の「都制」施行は、言うまでもなく、戦時体制の中で、東京府と東京市を廃止して国家制の帝都建設を目指すものであります。

これに対して、戦後改革で目指した「都区制度」は、個々の区を「基礎的地方公共団体」と位置づけ、大都市地域における「住民自治」を保障すること、即ち、地方分権の徹底にあったと息

っております。

特別区は、今回の改革により、半世紀遅れてやっと出発点に立つことができたという思いがあります。

第二に、今回の改革の意義を改めて検証する必要がある、という思いがあります。

今回の改革は、戦後数次にわたり行われてきた改革の集大成であると思っております。そして、特別区が戦後一貫して求めてきた自治権拡充運動の真髄は、大都市東京における都区の役割と責任を明確にし、政治や行政を住民の身近に引き寄せることであったと思っております。

新たな制度はスタートしてから、3年と数ヶ月が経過したに過ぎません。しかし、特別区の今後のあり方を考えていくにあたっては、長年にわたる法改正運動によってようやく実現した現行制度を、第22次地方制度調査会が到達した結論も含めて、地方分権、特に住民自治の視点から検証する必要があるのではないかと思っております。

第三に、国土の1%に満たない地域に8百万人を超える人々が生活する「東京23区」について、これまで「住民自治の視点」からの研究が十分になされてきたとは言えないのではないかとこの思いがあります。

確かに政治・経済・文化の世界で「東京」の文字が踊り語られることはありますが、実は昭和18年の都制施行以来、「東京」という地名も町名も存在しないのです。あるのは府県である「東京」都だけです。

象徴的な事例を挙げれば、日本の首都「東京」は世界に認知されていながら、その実態となるとどこを指しているのか、例えば、多摩の市町村も含まれるのかどうか実に曖昧なままであります。

大都市制度としての23区という個々の基礎的自治体の存在は、もっと研究されるべきではないだろうかと思っております。

第四に、東京の将来を望むとき、成り立ちや沿革から、自由であり得るのかという思いがあります。

23の特別区は今も昔も決して一様ではなく、それぞれの成り立ちや沿革を有しています。しかし、それぞれ協力し合いながら共にこの東京を創り上げてきたことも事実です。

一方で、今回の改革は、「大都市の一体性及び統一性の確保の要請に配慮しつつ」、個々の区の自律性・オートノミーを制度的に強化するものでした。

そこで、「大都市行政の一体性」とは何かの検証が必要であると同時に、個々の区の自律的な協調・連携によって、共に、大都市「東京」の住民生活を豊かなものにしていく仕組みを、住民自治の視点から、特別区自身の手で再構築していくべきではないのか、との思いを持っております。

最後になりますが、かつて制度改革の運動のなかで、個々の区を個性ある23色の絵の具に例えたことがございました。

私も、個々の区が、いきいきと己を主張し、互いに競いながら、しかし相互理解と協調も失わない、そんな素晴らしい絵画が、この「東京」というキャンバスを舞台に繰り広げられることを、都市住民のために願っております。

そのためにも、皆様のお力添えをいただき、新しい大都市自治制度のイメージを内外に示していけたらと思っております。

以上は私見を申し述べましたが、それぞれの区長さんにも様々なご意見があろうかと存じます。また、特別区長会の研究会においても、特別区のあり方について分科会を設け研究を行っているところです。いずれ節目には区長会との意見交換の場も作っていただければと思っております。

今日、基礎的自治体になったと同時に分権改革の真っ只中に立たされた23の特別区は、真に住民自治の砦として機能していくために、重い責任を果たしていかなければなりません。

どうか委員の皆様には、ご専門の立場から、あるいは幅広い視点から、ご意見とご提言を賜りますようお願い申し上げます。